

実特法に基づく届出書の提出について(2016/12/30)

平成 29 年 1 月 1 日より口座開設等の取引について届出書の提出が必要となります。

平成 27 年度税制改正(平成 29 年 1 月 1 日施行)により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が改正され、平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに口座開設等を行うお客さまは、居住地国(※1)名等を記載した届出書の提出が必要となります。

(※1) 居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

制度の概要

平成 29 年 1 月 1 日以後に 新たに口座開設等を行う場合	平成 28 年 12 月 31 日以前に 既に口座開設等をしている場合
<p>新規に口座開設等を行う場合は、氏名(名称)・住所(所在地)、居住地国(例えば日本)等を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。</p> <p>※居住地国が外国の場合、当該居住地国における納税者番号の記載が必要になります。</p>	<p>既に口座開設等をされているお客さまでも確認のため、氏名(名称)・住所(所在地)、居住地国(例えば日本)等を記載した届出書(任意届出書)の提出をお願いする場合がございます。</p> <p>※居住地国が外国の場合、当該居住地国における納税者番号の記載が必要になります。</p>

【注意】これらの提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書(異動届出書)の提出が必要となります。

届出書の種類

届出書	新規届出書	異動届出書
対象のお客さま	平成 29 年 1 月 1 日以後に新規口座開設等を行うお客さま(※2)	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から 3 月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地 居住地国名及び居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号(※3) 住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等 	<ul style="list-style-type: none"> 異動後の住居地国等 以前提出した届出書に記載した居住地国 左記の新規届出書の記載事項

- (※2) 平成 28 年 12 月 31 日以前に口座開設等のお取引を行ったお客さまも任意で「任意届出書」を提出することが可能です。
- (※3) 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。(その場合、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です)

[詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。](#)

以上